

(4) 専攻科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、明石工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条及び第55条の規定に基づき、専攻科の履修に関する事項を定める。

(履修方法)

第2条 専攻科に開設されている授業科目の履修にあたっては、所定の期間に履修届を学生課に提出しなければならない。

(試験等)

第3条 定期試験は年2回以上行う。

- 2 平素の成績によって評価できる科目については、定期試験を行わないことがある。
- 3 病気その他やむを得ないと認められる理由によって、定期試験を受験できなかった者については、追試験を行うことができる。
- 4 定期試験又は追試験において、不合格になった者に対して、再試験を行うことができる。

(指導)

第3条の2 学生一人に対し一名の指導教員を充て、指導教員は工学基礎研究及び専攻科特別研究の指導を行う。

(評価)

第4条 成績は、各授業科目毎に、試験の成績及び平素の成績を総合して評価する。

2 学業成績を評語で表す場合の区分は次のとおりとする。

優	80点以上	
良	70点以上	80点未満
可	60点以上	70点未満
不可	59点以下	

(単位の認定)

第5条 前条に定める評価が「可」以上の場合にその授業科目の単位を認定する。

(進級)

第6条 休学等特別の場合を除き、第2学年への進級を認める。

(再履修)

第7条 定期試験等で不合格となった授業科目のうち、修得する必要がある科目は、原則として次年度に再履修しなければならない。

2 再履修する場合は第2条に規定する手続を行うものとする。

(他専攻の授業科目の修得)

第8条 教育上支障がないと認められた場合は、他専攻の専門展開科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規程に基づき修得した単位は、学則第54条において準用する学則第15条で定める他大学等において修得した単位を含め、60単位を超えない範囲で、所属する専攻の修得単位とすることができる。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (令和7年6月11日)

この規程は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。